

3月13日以降の令和5年2月定例議会における新型コロナ
ウイルス感染防止対策について

1 本会議・委員会関係

- 本会議場及び委員会室に入室する際は、入口付近に設置されたアルコール消毒液で手指消毒を行うこととする。
- 本会議場内及び委員会室内におけるマスクの着用は、個人の判断に委ねるものとする。なお、議事の速記は議場の記者席において行うこととする。
- 発言者の降壇の都度、事務局において演壇の消毒を行うこととする。
- 議長及び委員長は、本会議又は委員会の審議中にあっても審議等に支障のない範囲で外気との換気に配慮する。
- 飛沫防止アクリル板を以下のとおり設置する。
 - ・本会議場：演壇、議長席及び進行係席
 - ・委員会室：各委員席の間
- 委員会は、議場より狭い空間で開催するため、理事者の出席範囲を原則として課室長以上とする。

2 傍聴関係

- 本会議の傍聴については、一席ずつ空けて着席することとする。
- 傍聴人には、受付時に、手指消毒を要請する。なお、マスクの着用は、個人の判断に委ねるものとする。

3 その他

- 閉会中委員会の開催にあたっては、上記に準じて行うものとする。

(下線部は令和5年2月17日議会運営委員会決定からの変更箇所)